

質問にかかる回答

令和 7 年 7 月 22 日

案件名称	大阪・光の饗宴 2025 バナー広告製作及び設置・撤去業務委託（概算契約）
------	---------------------------------------

受付 No.	質問事項	内容	回答
1	仕様書 P3 (3) 設置・撤去作業⑪	「指示等があった場合」の指示とは、どこからの指示でしょうか？	大阪市建設局、大阪府警察、実行委員会からの指示を想定しています。
2	仕様書 P3 (3) 設置・撤去作業⑪	①「暴風警報等で撤去を求められた場合」とありますが、撤去判断は大阪市の判断となりますでしょうか。 ②そのような緊急時の対応について、道路占用や道路使用の手続きが必要なのか。 ③そのような緊急時の撤去及び復旧の作業費についても「経費」として契約金額の範囲内なのか？	①暴風警報等による撤去は、大阪市建設局による道路占用許可条件等を踏まえて、実行委員会が判断します。 ②緊急時について、道路占用及び道路使用の手続きは不要です。なお、本業務委託における設置・撤去作業にかかる道路占用及び道路使用の手続きは基本的に実行委員会が行います。 ③緊急時の撤去及び復旧の作業費について、契約金額（当初概算契約）には含まれませんが、業務完了後にバナー広告製作枚数の増減に伴う変更額と併せて精算し、契約確定します。
3	仕様書 P2 (3) 設置・撤去作業④	①不足分の金具の製作費用は契約金額には含まれない理解で良いでしょうか。 ②全般的に貸与される金具とは街路灯に取り付ける金具だけでなく、バナーを金具に取り付けるためのカラビナなども含まれている理解で良いでしょうか。	①不足分の金具の製作費用は、契約金額（当初概算契約）には含まれませんが、業務完了後にバナー広告製作枚数の増減に伴う変更額と併せて精算し、契約確定します。 ②貸与する金具は街路灯に取り付ける金具のみで、バナーを金具に取り付けるためのカラビナ等は含まれません。